# 資料 1-(3)

令和5年5月23日

# 今後の協議に向けて

### 1 今後の協議事項について

・ 税率等の設定(第2回および3回運営協議会)

第1回の運営協議会で決定した内容を基に、令和5年度の当初課税の状況を基に 案を作成し、具体的な税率等についてご協議いただく予定です。

#### 2 入間市の方針

埼玉県国民健康保険運営方針の内容を踏まえ、国民健康保険事業を健全かつ安定的に 運営するため、赤字額を解消し、県が示す保険税水準の統一に向け取り組む必要があり ます。

- ・ 赤字額(法定外繰入金)の解消
  - 税負担の公平性や県国保運営方針に基づき、原則、法定外繰入金を繰り入れない。
- ・ 財政調整基金の活用
  - 被保険者の負担増を抑制するため、積極的に財政調整基金の活用を図る。
- ・ 標準保険税率に基づく税率等の改定 県が示す標準保険税率を基本として税率等の改定を実施する。
- ・ 激変緩和措置を講じた段階的な税率等の改定 被保険者の急激な負担増を回避するため、税率等の改定を段階的に実施する。
- ・ 2方式への移行 現在4方式で賦課しているが、資産割と平等割を廃止して2方式へと移行する。

#### 3 今後のスケジュールについて

- (1) 国民健康保険運営協議会
  - ① 5月23日 令和5年度第1回入間市国民健康保険運営協議会

|本日

- ② 7月18日 令和5年度第2回入間市国民健康保険運営協議会
- ③ 10月10日 令和5年度第3回入間市国民健康保険運営協議会
- ④ 1月30日 令和5年度第4回入間市国民健康保険運営協議会
- ※ なお、必要に応じて上記以外にも会議を開く場合があります。
- (2) 答 申
  - ・ 運営協議会での検討結果を答申とする。
- (3) 議 会
  - 12月議会全員協議会で説明
  - ・ 12月議会にて審議
- (4) 議会での審議結果の報告
  - ・1月30日 令和5年度第4回入間市国民健康保険運営協議会にて報告
- (5) 広報活動
  - ・ 2月~3月の間、税率改定について広報いるま等により周知を図る

# 【参考】サンプルによる比較

昨年の被保険者情報を基に、現在の入間市の税率と標準保険税率の賦課額を比較し、その乖離をどの程度解消するかによってどの程度の税率の設定が必要となるのかサンプルを 設定しました。

- ・ サンプル① … 現行税率と標準保険税率とで試算した賦課額の差額の約3分の2を解 消する税率設定
- ・ サンプル② … 同差額の90%以上を解消する税率設定

# ○ サンプルとした税率

	医療給付費分				後期高齢者支援金等分		介護納付金分	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
現行の税率	7.40%	10.00%	20,000円	3,000円	2.40%	10,000円	1.60%	13,000円
サンプル①	7.00%	_	34,000円	-	2.65%	14,000円	2.15%	16,000円
サンプル②	6.60%	_	39,000円	_	2.70%	16,000円	2.30%	17,000円
標準保険税率	6.59%	_	39,845 円	_	2.75%	16,109円	2.38%	17,250円

## ○ 賦課総額および差額の解消割合

	賦課額	合計	標準保険税率	現行税率と標準保険税率と差額の解消割合(%)	
		応能:応益	との差額		
現行税率	3, 239, 589, 174 円	66.78:33.22	463,230,105 円	_	
サンプル① (差額の <u>約3分の2</u> を解消)	3,543,887,301 円	56.47:45.53	158,931,978 円	<u>65.69%</u>	
サンプル② (差額の <u>9割以上</u> を解消)	3,666,480,747 円	52.64:47.36	36,338,532 円	<u>92.16%</u>	
令和 5 年度 標準保険税率	3,702,819,279円	52.34:47.66	_	_	

## ○ 平均賦課額と増額となる平均額

	賦課総額	(平均)   1世帯あたり 1人あたり		現行税率との差	(平 均) 1世帯あたり 1人あたり	
現行税率	3, 239, 589, 174 円			_	_	
<u>&gt;011140</u>	0,200,000,114 1	101, 104   1	JU, 4JU   ]			
サンプル①	3,543,887,301円	165,363 円	107,746円	+ 304,298,127円	+ 14,199円	+ 9,252円
サンプル②	3,666,480,747 円	171,083 円	111,474円	+ 426,891,573円	+ 19,919円	+ 12,979円
令和 5 年度 標準保険税率	3,702,819,279円	172,779 円	112,578円	+ 463,230,105円	+ 21,615円	+ 14,084円

## 【税率改定のポイント】

1 令和3年度から3年連続で事業費納付金に対する1人あたりの保険税必要額は上昇 し続けており、これにあわせて県から示される標準保険税率も上昇し続けています。 県では平準化に努めていますが、この傾向は今後も続くことが想定されます。

このため、現行税率と標準保険税率との差額の半分程度を解消する改定では、標準保険税率の上昇に対して保険税負担が追い付いて行けず、次回改定の規模が大きくなることから、今回の改定では少なくとも3分の2程度の解消が必要と考えます。

2 これまで当市では、保険税は財政調整基金を最大限活用することにより、県内でも 低い税負担に抑え、特に低所得者層に対し配慮したものでありました。

入間市の賦課割合は、「応能割」67:「応益割」33 で、所得や資産のある中間所得者 層以上の負担が重くなっております。

国では、賦課割合を「応能割」50:「応益割」50 に近づけるよう負担の適正化を進めており、今回の税率改定では応益割の率を引き上げ、低所得者層にも負担をお願いしていく必要があります。

「応能割」:被保険者の保険料負担能力に応じて賦課(所得割、資産割)

「応益割」:被保険者の人数や世帯に応じて賦課(均等割、平等割)